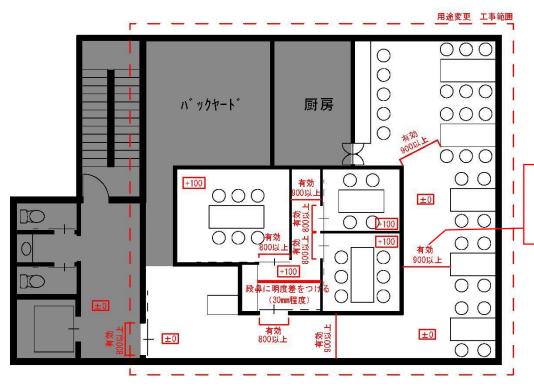
複合ビル等の場合は、各テナント区画ではなく 建物全体の用途別面積に応じて基準を適用します。



「廊下等」の規定は店舗の部分が200㎡超の場合に適用されます。200㎡以下の場合も、有効幅員で90cm以上確保することが望まれます。

整備対象外部分とは、不特定多数の方が使用しない部分の外、既存部分のうち、工事を行わない部分をいいます。審査の円滑化のため、対象外部分については図面に表記をお願いします。

存住上げ 客席 長尺シート貼り 個室 貴敷

フローリング

個室前廊下

福祉のまちづくり条例

整備対象外部分:

対象階平面図 E-1

図面番号

福祉のまちづくり設計事務所 一級建築士 福祉 太郎

図面等には設計者の記名をお願いします。